

施策評価シート (平成30年度の振り返り、総括)

作成日 平成31年 04月 16日

施策 No.	18	施策名	低所得者福祉の充実
主管課名	社会福祉課	電話番号	0285-83-6063
関係課名			

施策の対象	生活保護世帯								
対象指標名	単位	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度見込
人口	人	81,511	80,929	80,698	80,590	79,422	79,542	79,414	79,324
生活保護世帯	世帯	559	600	635	636	614	551	527	630

施策の意図	低所得者世帯の社会的、経済的な自立を支援する。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法(算定式など)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯の状況については、申請や廃止の理由、生活指導等により把握する。 生活保護世帯の経済的自立については、就労等による保護の廃止により把握する。 生活困窮者世帯の自立支援については、自立相談等により把握する。 自立に関する就労支援者数については、生活保護受給者就労支援事業により把握する。 住居確保給付金の支給件数については、当該事業により把握する。 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等の進学率については、対象児童のいる世帯に関する生業扶助費により把握する。 								
成果指標名	単位	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度基本計画目標値
生活保護世帯数	世帯	559	600	635	636	614	551	527	630
生活保護人員数	人	795	849	891	874	827	700	646	890
就労により自立した保護世帯数	世帯	15	23	15	16	19	19	10	25
自立に関する就労支援者数	人		87	83	94	131	71	79	100
住居確保給付金の支給件数	件		39	7	1	1	0	0	50
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	%		62.5	83.3	75.0	100.0	80.0	100.0	95.0

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯は、その持てる能力に応じて自立を目指す。 生活が困窮したときは、生活保護受給に至る前の早い段階で相談、助言を受ける。 <p>行政</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯の生活保障を行い、自立への意識づくりや関係機関との連携による自立助長を図るとともに、生活保護受給に至る前の早い段階での援助、支援を行う。
-------------------------	--

30年度の
評価結果

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

（1）施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

- 生活保護の世帯数及び人員数は、対前年度比で大きく減少した。
平成28年度：614世帯、827人 平成29年度：551世帯、700人
平成30年度：527世帯、646人（対前年度比：24世帯、54人）
- 生活保護の相談件数及び申請件数は、増加した。
平成28年度：相談311件、申請66件 平成29年度：相談137件、申請34件
平成30年度：相談169件、申請50件（対前年度比：相談32件増加、申請16件増加）

【参考】

ア．生活保護が開始になった主な要因は、「手持金の減少」、「傷病」によるものであり、全体の52.6%を占めている。年度報から

イ．生活保護世帯の内訳を見ると「高齢者世帯」及び「その他世帯」の割合が高い。
高齢者世帯58.3%（54.6%）、母子世帯3.3%（4.1%）
障害者世帯10.7%（9.7%）、傷病者世帯9.2%（9.5%）
その他世帯18.4%（22.2%）（ ）は前年度
生活保護停止中の世帯を除く。毎年3月報から

ウ．稼働世帯である「その他世帯」96世帯（119世帯）のうち、就労している世帯は26世帯（33世帯）、就労していない世帯は70世帯（86世帯）となっており、引き続き就労支援に努めていく。（ ）は前年3月分 毎年3月報から

エ．外国籍の生活保護受給者の割合は、減少傾向にある。
平成28年度末：9.1%（75人） 平成29年度末：6.3%（44人）
平成30年度末：5.9%（38人）（対前年度比：0.4ポイント） 毎年3月報から

- 就労により自立した生活保護世帯数は減少した。就労形態は派遣や臨時雇用が多い。
平成28年度：19件〔20.9%〕 平成29年度：19件〔21.1%〕
平成30年度：10件〔15.9%〕
〔 〕は生活保護を廃止した世帯に占める割合。年度報から

- 生活困窮者に対する学習支援事業の状況については、補足事項に記す。

（2）近隣他市との比較

- 平成30年度の平均保護率（人口千人あたりの生活保護受給世帯の割合）は、栃木県全体では10.58%となっている。本市は、対前年度比で大きく減少した。
1位：宇都宮市16.30% 2位：佐野市10.09% 3位：足利市10.06%
4位：日光市9.40% 5位：栃木市9.27% 6位：小山市8.70%
7位：真岡市8.43%（9.43%） 8位：大田原市7.94% 9位：那須塩原市7.83%
10位：鹿沼市6.79% 11位：さくら市6.72% 12位：矢板市6.60%
13位：下野市6.55% 14位：那須烏山市6.41%（ ）は前年度 年度報から

- 自立した世帯の割合（自立した世帯数／年度平均世帯数）は、県内14市平均では1.72%となっている。本市は1.86%で、県内14市中第6位となっている。
1位：栃木市2.67% 2位：さくら市2.64% 3位：矢板市2.12%
4位：宇都宮市2.02% 5位：那須塩原市1.88% 年度報から

【参考：有効求人倍率（地域別求人倍率）平成31年3月】

1位：宇都宮管内1.70 2位：足利管内1.60 3位：黒磯管内1.56
4位：鹿沼管内1.48 5位：栃木・小山管内1.36 7位：真岡・日光管内1.35
9位：大田原管内1.17 10位：矢板管内1.14 11位：佐野管内1.09

（3）住民期待水準との比較

- 平成31年度真岡市民意向調査の「今後のまちづくりで力を入れてほしい施策」では、「健康づくりと地域医療体制の推進」が31.1%で38項目中1位、「高齢者の自立と社会参加の支援」が23.9%で5位、「低所得者福祉の充実」が18.4%で6位となっている。

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

- ・生活保護受給者の自立助長については、平成25年度から就労支援員を配置し、ハローワークと連携して稼働年齢層へ就労支援を行った。
- ・生活指導を全世帯対象に定期的に行っているほか、就労自立指導のため、毎月訪問が必要な世帯への訪問指導を行った。
- ・傷病世帯に対しては、医療機関との連携により治療促進を図り、自立に向けて就労指導を行った。
- ・医療費の適正執行のため、レセプト点検を行い、過剰な医薬品投与などを点検した。また、後発医薬品の使用が可能なものは、その使用への切り替えを医療機関と連携して行い、医療費扶助の抑制に努めた。
- ・生活保護の適正受給に向けて、被保護世帯の申告内容を適宜確認するとともに、不正受給が疑われる事案については徹底した調査を実施し、改善命令等に従わない場合は廃止等の措置を講じた。
- ・生活保護に至る前の生活困窮者対策として、自立に向けた相談支援、ハローワークと連携した就労支援に努めた。相談件数：96件 個別支援プランの作成：11件
- ・社会福祉協議会では、緊急かつ一時的に生計維持が困難となった者を対象とした「社会福祉金庫貸付事業」により、6件、120,000円の貸付を行った。また、低所得者や障害者等が経済的に自立又は安定した生活を送れることを目的とした「生活福祉資金貸付事業」により、1件、110,000円の貸付を行った。
- ・社会福祉協議会では、生活に困窮した者が緊急かつ一時的に食料の確保が困難となり、生命が脅かされるおそれがあった場合の援助として食料の現物給付を10件行った。

30年度の
評価結果

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

【施策の課題認識】

- ・生活保護を受給する世帯のうち、65歳以上の高齢者世帯の割合が年々高くなってきている。全国的には受給世帯の半数を超える54.9%（平成31年3月分）となった。本市においても、高齢者世帯の割合は平成31年3月時点で58.3%であり、5年前の同時期と比べ、20.3ポイント増加した。
- ・高齢者世帯の生活保護が増えている要因としては、低年金や無年金で老後を迎え、就労できなかったり、就労しても十分な収入を得られない状況であることが、生活保護を開始した理由から分かる。身寄りもなく、生活保護に頼る高齢者が増えてきているといえる。
- ・生活保護の受給世帯数が減少に転じた主な要因としては次のことが考えられる。
 - ア 相談時の面談を重視して主訴内容を詳しく聞き取りすることで、生活困窮者自立支援事業による就労支援で自立可能と判断されるケースを割り出して支援に努めたことで、生活保護の申請に至らない事案が多くなった。
 - イ 高齢者世帯の増加に伴い、必然的に死亡による生活保護の廃止が増えた。
 - ウ 人手不足の状況が続くなかハローワークの求人数が増加しているため、稼働可能な被保護者の就職に結びつく機会が増えた。

【改革改善の方向】

- ・稼働能力が認められる者に対する課題は、自立を助長するための就労意欲を高めることにあるので、引き続き就労支援員によるハローワークと連携したきめ細かな就労支援に努めていく。
- ・生活困窮者自立支援制度（平成27年4月開始）による支援を行うため、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置し、生活保護に至る前での自立を支援していく。本事業は、真岡市社会福祉協議会に業務を委託して実施している。
- ・生活保護の補足性の原理に基づき、「資産」、「稼働能力」、「他の公的扶助」の活用をはじめ、扶養義務者の扶養の可否等について十分な調査を行い、要否判定を厳格に実施していく。
- ・他の制度を優先利用しても救済できない世帯には、最低限度の生活保障を行い、自立の助長をしていく。

30年度の
評価結果

補足事項

【1. 施策の成果水準とその背景 (1) 施策成果の時系列比較の補足説明】

・平成28年度生活困窮者学習支援事業の状況

対象者 市内在住の中学1年生～3年生のうちで、要保護又は準要保護世帯の者
登録者数 41人（1年生：7人、2年生：18人、3年生：16人）
世帯内訳 要保護世帯：10人 準要保護世帯：31人
教室人数 真岡教室：31人 二宮教室：4人 通信添削：7人（1人は真岡教室通学者）

・平成29年度生活困窮者学習支援事業の状況

対象者 市内在住の中学1年生～3年生のうちで、要保護又は準要保護世帯の者
登録者数 32人（1年生：4人、2年生：10人、3年生：18人）
世帯内訳 要保護世帯：5人 準要保護世帯：27人
教室人数 真岡教室：25人 二宮教室：3人 通信添削：4人

・平成30年度生活困窮者学習支援事業の状況

対象者 市内在住の中学1年生～3年生のうちで、要保護又は準要保護世帯の者
登録者数 35人（1年生：8人、2年生：11人、3年生：16人）
世帯内訳 要保護世帯：4人 準要保護世帯：31人
教室人数 真岡教室：26人 二宮教室：9人 通信添削：0人